

日本語聴覚士協会 会友 登録手続きについて

日本語聴覚士協会 総務部

登録手続き

会友の登録手続きについて、ご案内いたします。

会友とは以下の条件に合致する方をいいます。

- 1) 言語聴覚士の免許を有しない個人が、登録することができる。
- 2) 会友は学術集会、講習会、研修会等への参加及び刊行物の購読等を行うことができる。
- 3) 会友の登録は、年度ごとに更新するものとする。
- 4) 年会費は、5,000円とする。 (日本語聴覚士協会規約より)

本協会の年度とは、4月1日から翌年3月31日までをいいます。

【送付していただくもの】

1. 日本語聴覚士協会 会友 申込書
2. 年会費の郵便振替受領書の写し 1部

【年会費について】

1. 会費

年会費 5,000円

2. 納入方法

郵便振替：口座番号 00130-8-180548
加入者名 日本語聴覚士協会

*郵便払込票の通信欄に『**会友登録**』とご記入下さい。

会費納入は郵便振替のみとなっております。

【記入上の注意】

1. 『年月日』は、西暦で記入してください。
2. 『*』印のところは、該当するものを で囲んでください。
3. 学生の方は、在学、卒業見込み年について必ずご記入下さい。
4. 協会処理欄には、記入しないでください。
5. 黒のボールペンをを用い、楷書ではっきりとご記入ください。

入会には常任理事会の承認が必要です。申込書のご提出時期によっては、承認まで日数をいただく場合がございますが、あらかじめご了承ください。

入会申込書類は、入会金・年会費の入金後、速やかにご提出ください。
入金後3ヶ月を経過しても入会申込書類のご提出がない場合、入会の意思がないものとしてご入金済みの入会金・年会費を返金させて頂く場合がございます。くれぐれもご注意下さい。

< 入会申込書類の送付先・お問い合わせ先 >

日本語聴覚士協会 事務所
〒160-0022 東京都新宿区新宿2-5-16 霞ビル801
FAX 03-6412-9854